

請 願 番 号	請願第 2 号
件 名	2021 年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書の請願
受 理 年 月 日	令和 3 年 5 月 2 6 日
請 願 者	日本労働組合総連合会大分県連合会東部地域協議会 議長 大石輝昭
紹 介 議 員	川西 求一
請 願 趣 旨	<p>日本経済は、1 年以上に亘って新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。感染症対策と経済成長の両立に必要なことは、雇用の確保を大前提に社会全体で雇用を維持・創出すると同時に、「底上げ」「底支え」による所得の向上と社会基盤を支える中小企業や有期・短時間等で働く労働者の「格差是正」の実現です。将来不安を払拭したうえで個人消費を喚起し、内需を拡大させていくことが必要不可欠です。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会生活の基盤をささえるエッセンシャル・ワーカーが注目されることとなりましたが、多くのエッセンシャル・ワーカーの処遇は低位にあり、処遇改善の観点からも最低賃金の引き上げの重要性が指摘されています。</p> <p>最低賃金については、2010 年、政府の「雇用戦略対話（政労使）」において、「できるかぎり早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円をめざす」ことを合意しています。</p> <p>しかしながら、2020 年度の最低賃金は、全国加重平均 902 円となり 1 円の引上げに留まりました。本県を含めた 7 県が全国最下位の 792 円となっており、最高額である東京の 1,013 円とは 221 円の格差が生じているばかりか、800 円にも届いていません。</p> <p>最低賃金は、総合指数に基づき 4 つのランクに区分されていますが、本県は総合指数が D ランク最高水準にありながらも全国最下位にあり九州内隣県とも差額が生じています。最低賃金の地域間格差が、隣県や都市部への労働力流出の一因になっているとも言われており、総合指数に見合った水準とすることが重要です。併せて最低賃金の引上げのためには、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、とりわけ、経営基盤が脆弱で雇用維持に不安を抱える中小企業・小規模事業者への支援強化・充実が求められます。</p> <p>つきましては、貴議会におきまして大分県最低賃金の引き上げの重要性について議論を深めていただいたうえで、地方自治法第 99 条の規定により、政府関係機関ならびに大分労働局に対し意見書を提出していただきたく請願いたします。</p>

	<ol style="list-style-type: none">1. 「雇用戦略対話」を十分尊重し、最低賃金の引上げにより経済の自律的成長を実現すること。2. 設定する最低賃金は、総合指数に見合った水準とすることはもちろん、県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること。3. 最低賃金を引上げる環境を整備するため、中小企業・小規模事業者への影響の検証、各種支援制度の継続と実効ある対策をはかること。
--	--